

鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員貸与品貸与規則（平成18年鹿屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表中「

道路等の現場で作業を行う職員	作業服上下（夏用）	1
	作業服上下（冬用）	1
	ゴム長靴	1
	雨衣	1
	安全靴	1
	ヘルメット	1
	空調服	1

を」

「

道路等の現場で作業を行う職員	作業服上下（夏用）	2
	作業服上下（冬用）	1
	ゴム長靴	1
	雨衣	1
	安全靴	1
	ヘルメット	1
	空調服	1

に改める。」

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。